


2021年10月1日

吸収分割に関する事後開示書面

東京都品川区大崎一丁目11番1号
株式会社日本製鋼所
代表取締役 宮内 

神奈川県横浜市金沢区福浦二丁目2番地1
JSW アクティナシステム株式会社
代表取締役 谷川 

株式会社日本製鋼所（以下「吸収分割会社」といいます）と JSW アクティナシステム株式会社（2021年10月1日付で JSW IT サービス株式会社から商号変更。以下「吸収分割承継会社」といいます）は、2021年7月27日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2021年10月1日を効力発生日として、吸収分割会社の FPD 装置事業に関する権利義務の一部を吸収分割承継会社に吸収分割（以下「本吸収分割」といいます）により承継させました。

本吸収分割に関する事項は以下のとおりです。

1. 本吸収分割が効力を生じた日

2021年10月1日

2. 吸収分割会社における法定手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過

本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第784条の2但書の規定により、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

本吸収分割は、吸収分割会社においては会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法785条第1項第2号の規定により、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

吸収分割会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

本吸収分割契約に基づく債務の承継方法は、重疊的債務引受であるため、該当事項はありません。

3. 吸収分割承継会社における法定手続の経過

(1) 会社法第796条の2の規定による手続の経過

本吸収分割は、会社法第796条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第796条の2但書の規定により、該当事項はありません。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

本吸収分割は、会社法第796条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第797条第1項但書の規定により、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、2021 年 8 月 5 日付で官報公告及び債権者に対し各別の催告を行いました。異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、吸収分割により、2021 年 10 月 1 日をもって、吸収分割会社の FPD 装置事業に関する権利義務の一部を承継しました。なお、吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した資産、負債の額（概算値）は、次のとおりです。

承継資産額 3,777 百万円

承継負債額 348 百万円

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2021 年 10 月 1 日付で本吸収分割による変更登記申請を行いました。

6. その他吸収分割に関する重要な事項

吸収分割承継会社は、2021 年 10 月 1 日付で商号を次のとおり変更しております。

	変更前	変更後
商号	JSW IT サービス株式会社	JSW アクティナシステム株式会社

以上